

4 肺がんと診断され、業務体制を調整しながら通院による 治療と仕事の両立を目指す事例

Dさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40代 男性	肺がん	放射線治療 薬物療法	大企業	正社員 (建設会社事業部 課長)	専属産業医 1名

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Dさんは、現在は大手の建設会社本社に勤める40代男性であり、海外プラント建設の事業計画・施工管理のとりまとめを行う部署に所属している（正社員、課長）。

週5日勤務であり、所定労働時間は8時～17時（休憩1時間）の8時間である。Dさんは課長として部下のマネジメントを行う傍ら、いくつかのプロジェクトの責任者も務めている。国内や海外への出張も多く、長いときは1か月ほど海外に滞在することもある。残業は通常月20時間程度であるが、繁忙時には月60時間を超えることもある。

本社に専属産業医が1名おり、日頃の健康管理や面談を行っている。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Dさんが肺がん検診を受けたところ、進行がん（肋骨転移あり）が見つかった。主治医からは、今後の治療計画として、放射線治療（数回の通院）のあと、抗がん剤治療（初回は10日前後入院。その後通院しながら治療）を行うことが提案された。

Dさんは、1年後に立ち上げ予定の海外プラント建設の大型プロジェクトの管理を任されており、仕事が継続できるかが気がかりであった。そこで主治医に仕事への影響について尋ねたところ、主治医からは、提案された治療法は多くの方が仕事を辞めず通院で治療を受けていること、治療がうまくいけば1年後も引き続き仕事ができる可能性があることについて説明があった。Dさんは仕事を続けたいと思う一方、プロジェクトの管理を担う立場を継続すべきかどうか分からなかったため、所属部長に相談することとした。

相談を受けた部長は、Dさんは信頼の厚い社員であり、担当しているプロジェクトも重要なタイミングであることから、治療に支障がなければ担当を継続してほしいと考えているものの、長期的な視点から、業務調整や引き継ぎの可否も検討する必要があるかもしれないと考えた。そこで、Dさん、部長、人事部、産業医とで話し合った結果、現在の仕事を続けな

がら治療を受けられるよう業務調整も視野に入れ、両立支援に必要な情報を収集することとした。

（２）様式例の記載例

ア 勤務情報提供書 【労働者・事業者において作成】

Dさんと部長、人事部、産業医とで今後の働き方について話し合った結果、放射線治療は有給休暇を利用して受けることとし、その後の抗がん剤治療に備え、入院や通院の時間の確保と仕事の両立が可能かどうかを検討することとした。

検討にあたって、治療の状況や体調に応じた業務遂行上の留意事項、治療はどの程度続くのか等について確認する必要があると考え、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Dさんに通勤や仕事の内容、就労を継続する上で悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

入院や通院への配慮が得られるよう、通院等のスケジュールや治療に要する時間も可能な限り具体的に記載した。また、仕事の状況に応じて、ある程度通院日の調整が可能であることも明記した。

ウ 両立支援プラン 【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Dさんと部長、人事部、産業医とで話し合った結果、抗がん剤治療に関しては、初回の治療が入院を伴うことから、治療経過や体調をみるため、しばらく休職して治療を受けることとした。入院までしばらく時間があるため、本人の同意のもと、プロジェクトメンバーに事情を話し、引き継ぎ等を行うこととした。治療が進み、安定して仕事ができる見通しが得られた段階で、一時的な在宅勤務制度の活用も視野に入れながら復職を検討することとした。なお、独力で安全に通勤ができること、所定労働時間の業務ができる限りにおいては治療と仕事の両立を行うこととし、治療経過や体調によっては、海外の大型プロジェクトの責任者から外れ、社内での国内プロジェクト管理業務に変更する可能性がある点も、Dさん本人との話合いで確認した。

(3) その他留意事項

治療と仕事の両立支援にあたっては、あらかじめ、職務上最低限必要となる要件（独力で安全に通勤できる等）を労働者本人とともに確認しておくことが望ましい。病状の進行が見込まれる場合であっても、適時両立支援プランを見直しながら支援することが望ましい。

治療と仕事の両立が困難であると考えられる場合には、主治医や産業医等の意見を求め、就業継続の可否について慎重に判断するとともに、労働者との十分な話し合いを通じて、本人の了解が得られるよう努めることが重要である。

勤務情報を主治医に提供する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

医療機関が確認する際のポイント

- ・どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事しているのかを確認
- ・残業の程度や海外出張の有無・頻度等について確認

- ・休業可能期間や有給休暇の残り日数で、通院に対応可能か確認
- ・休みは取りやすいかどうかを確認
- ・必要に応じて通院の時間や曜日の調整を検討

- ・記載されている働き方について、問題がないか確認
- ・特に意見を求められている点について確認
- ・出張を避けるなど、仕事内容の調整が可能との記載があることから、調整可能な範囲内で就業の継続が可能かどうか、労働者とも話し合って検討

- ・労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認
- ・記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇病院 〇〇〇〇 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市		
職 種	プラント事業部 課長		
職務内容	プラント建設に係る事業計画・施工管理のとりまとめを行う部署であり、いくつかのプロジェクトの責任者です。資料作成などのデスクワークの他、社内外での顧客や協力会社との打合せ、国内・海外出張も多くあります。課長職として、部下のマネジメントも行っています。 (☒ 対人業務 ☒ 遠隔地出張(国内) ☒ 海外出張)		
勤務形態	☒ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☐ その他()		
勤務時間	8時～17時(休憩1時間。週5日勤務。) ※残業は恒常的に月20時間程度ですが、プロジェクトに問題や遅れが生じた場合は、月60時間を超える場合もあります。海外とのやりとりがあるため、業務が早朝や深夜に及ぶことがあります。		
通勤方法 通勤時間	徒歩・公共交通機関(着座不可能)にて通勤、片道45分		
休業可能期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで ※給与支給なし。ただし傷病手当金の支給あり。		
有給休暇日数	残 15日間(半日単位で取得可能) ※業務調整によりある程度計画的に休暇は取得可能		
その他 特記事項	現在、1年後に立ち上げる海外プラント建設の大型プロジェクトの責任者として重要な立場を担っています。プロジェクトが始まると海外出張が頻繁になり、場合によっては1か月程度の長期海外出張もあります。ただ、本人の治療の状況や体調によっては、国内・海外出張を避け、社内中心でプロジェクト管理のサポートを行なってもらうような業務変更も可能ですが、就業の継続は可能でしょうか。また、必要な配慮や業務調整を行うにあたり、今後の治療の予定をお教えてください。あわせて、健康管理のために注意すべき症状、配慮すべき点があればご教示ください。		
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☒ 傷病休暇・病気休暇 ☒ 時差出勤制度 ☐ 短時間勤務制度 ☒ 在宅勤務(テレワーク) ☐ 試し出勤制度 ☐ その他()		
上記内容を確認しました。 〇〇〇〇年〇月〇日 (本人署名) 〇〇〇〇			
〇〇〇〇年〇月〇日 株式会社 〇〇〇〇 担当: 〇〇〇〇〇 連絡先: 〇〇〇〇〇			

事業者が作成する際のポイント

- ・情報の提供・活用目的の明記が必要

- ・作業負荷を伝えるため、具体的な仕事内容や残業の程度、海外出張があること等を記載

- ・通院や体調不良時などのために、年次有給休暇の利用可能日数を記載

- ・労働者本人と話し合い、現時点で想定している働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、特に主治医の意見がほしい点について明記
- ・業務調整のために、治療の今後の見通しについて質問

- ・必要に応じて傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、在宅勤務の利用が可能であることを確認し、チェック

- ・労働者本人の同意を得たことを明記

- ・主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

医療機関が作成する際のポイント

- ・事業者にとっては、専門的かつ詳細な医学情報よりも、疾病や治療に伴う副作用が業務にどのような影響を及ぼすのか、いつまでその影響が続くのかといった見通しに関する情報が重要なため、現在の症状や治療の予定を記載
- ・現時点で想定される、一般的な副作用を記載
- ・通院等への配慮や業務調整の参考となるよう、治療のスケジュールや所要時間を可能な限り具体的に記載

- ・勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載
- ・勤務情報提供書において業務内容の調整は可能との記載があったため、副作用等が落ち着いていればデスクワークの継続は可能であることを明記

- ・仕事の状況に応じてある程度通院日の調整が可能である旨を記載

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〇〇〇〇		

病名	肺がん、肋骨転移
現在の症状	肺がん、肋骨転移を伴っています。現時点では肋骨部の痛み、咳と倦怠感を主な症状として訴えられています。肋骨の痛みは内服の痛み止めと放射線治療によりコントロールする予定です。抗がん剤治療中は、病気の症状に加え、食欲不振、吐き気、嘔吐、発熱等の症状が発症する方もいらっしゃいます。
治療の予定	・肋骨転移治療：通院で放射線治療を行います。現時点で通院回数は未定ですが、最低1回、多くて5回（連続5日間）、通院していただきます。 ・抗がん剤治療：点滴による治療を行います。初回の治療は10日前後の入院で実施する予定です。その後は通院で、点滴時間が1回4時間程度の抗がん剤を3週間おきに3回繰り返します。その後も、点滴時間が1時間以内の抗がん剤を3週間おきに、効果がある限り継続します。通院での抗がん剤治療期間中も、一定の配慮があれば仕事との両立は可能です。
退院後／治療中の就業継続の可否	☐ 可（職務の健康への悪影響は見込まれない） ☒ 条件付きで可（就業上の措置があれば可能） ☐ 現時点で不可（療養の継続が望ましい）
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	抗がん剤投与のための通院時間の確保ができ、副作用を含め症状が落ち着いていればデスクワークは継続できます。本人の体調に問題なければ通勤、国内出張は可能です。
その他配慮事項	ご本人、ご家族ともになん治療と仕事の両立に前向きです。仕事の状況に応じて通院日を調整することはある程度可能ですので、治療に関して質問や相談があれば、随時ご本人を通じてご連絡・ご相談ください。
上記の措置期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

上記内容を確認しました。
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（本人署名） 〇〇〇〇

上記のとおり、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（主治医署名） 〇〇〇〇

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- ・記載内容から、今後の治療スケジュールを確認
- ・抗がん剤治療中は定期的な通院が必要であることを確認

- ・復職の際は、通院時間の確保ができるか、通院のための有給休暇等が足りるかどうか、確認が必要と判断

- ・主治医への質問事項に対する回答を確認
- ・体調が落ち着いていればデスクワーク中心の仕事を続けられることを確認
- ・初回の抗がん剤治療は入院を要すること、体調が落ち着いていればデスクワーク中心の仕事を続けられることから、体調等の様子をみるため、しばらくは休職する方向性で検討

- ・ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

両立支援プランの記載例

事業者が作成する際のポイント

作成日： 〇〇〇〇年〇月〇日

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	性別
		〇〇〇〇年〇月〇日	男・女
所属	プラント事業部 課長	従業員番号	XXXXXX
治療・投薬等の状況、今後の予定	・ 今後の治療予定は放射線治療（通院：1回～5回）、その後入院（点滴1回目：入院期間10日前後）、退院後は通院による点滴治療（3週間に一度通院）が続く予定 ・ 点滴治療開始後体調が落ち着くまで病気休業とし、退院後本人の体調や治療の状況を確認 ・ 安定して就労が可能と判断されれば復職を検討		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
〇月第〇週頃まで	通常勤務	・ 放射線治療のため通院が必要な際は半日又は1日の有給休暇で対処 ・ 体調不良の際は、在宅勤務も認める ・ 休業まで必要な業務の引継ぎを行う ・ 海外出張は禁止	放射線治療（通院1～5回）
上記の後2週間程度	病気休業	・ 入院にて点滴治療	入院にて点滴治療（約10日前後）
上記以降	未定	・ 退院後、本人と産業医・部長・人事で面接を行い、本人の体調等を確認し、その後の支援プランを検討	3週間に一度の通院による点滴治療
業務内容	プラント建設事業の事業計画・施工管理（社内でのプロジェクト管理業務）（予定）		
その他就業上の配慮事項	・ 職場での体調不良時は、通院先と連絡を取り合い、必要があれば、迅速に受診させること。		
その他	・ 所属部署は通院時間確保、適切な業務調整等の支援を行ってください。 ・ 人事部は休業に伴う各種手続きに関して本人の支援を行ってください。 ・ 社内外の業務関係者への情報の開示に関しては、特別な事情が発生しない限り本人に委ねます。 ・ 部長は本人の訴えや体調等で気になることがあれば速やかに人事部まで連絡してください。 ・ 本人は、退院後に特別な事情がない限り速やかに部長宛に体調等の状況と出勤可能な日程について連絡してください。 ・ 退院後、出勤可能になった時点で面談を行い、復職可否の判断と、復職が可能な場合、働き方等を協議します。		

上記内容について確認しました。

〇〇〇〇年〇月〇日（本人） 〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日（所属長） 〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日（人事部） 〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日（産業医） 〇〇〇〇

- ・ 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- ・ 今後治療が継続することから、判明している治療予定を明記し、部長、人事部、産業医において共有

- ・ 点滴治療が始まるまでは、放射線治療のための通院の配慮や、病気休業に備えての引継ぎを予定し、通院時間確保のため出張を禁止
- ・ 入院による点滴治療終了後、副作用等の症状が落ち着いていればデスクワークでの就業継続が可能との主治医意見書を踏まえ、体調等に問題がないかどうか様子をみるため、退院後に面談を行い、復職可否を検討することを予定

- ・ 休職のため必要な支援を行うことも明記
- ・ 休職中の連絡について明記
- ・ 現時点で想定している復職面談の時期について明記

- ・ 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名